「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する事業場から排出される 廃棄物の特別管理産業廃棄物への追加」に対する意見の募集結果について

概要

環境省では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置する事業場等から排出される廃棄物を特別管理産業廃棄物に追加し、必要な処分基準等を設定するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)等の改正を行う予定です。

本改正について、平成14年9月17日から9月30日まで、広く国民から意見の 募集(パブリックコメント手続)を行った結果、1通の意見が提出されました。

【意見の提出状況】

封書によるもの 0 通 電子メールによるもの 1 通 計 1 通

寄せられた意見及びそれに対する考え方は、別添のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後 とも、廃棄物行政の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

意見の概要

特定施設以外から排出される廃棄物で一定濃度以上のダイオキシン類を含む産業廃棄物について、産業廃棄物か特別管理産業廃棄物のどちらに該当するか不明確である。

廃棄物の種類によらず一定濃度 以上のダイオキシン類を含む場合 は特別管理産業廃棄物にすべきで はないか。

意見に対する考え方

今回の内容は、先般、ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正により追加された同法の特定施設を有する工場、事業場から排出される一定濃度以上のダイオキシン類を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物とするものです。

今後ともダイオキシン類を含む廃棄物に 関する情報収集を進め、必要に応じて、適宜 調査を行い、特別管理産業廃棄物としていく こととしています。